

平成21年6月2日

請求人 様

川西市監査委員 塩川 芳 則

川西市監査委員 中西 倭 夫

川西市監査委員 北上 哲 仁

「協働のまちづくりワークショップ」開催経費に係る住民監査請求の却下について（通知）

平成21年5月15日付で提出されました住民監査請求については、請求の内容を慎重に審査した結果、下記のとおり地方自治法第242条第1項に規定する住民監査請求の対象となる要件に該当しないため、却下することに決定しましたので通知します。

記

1 請求の要旨（請求書要約）について

(1) 主張事実

市は、平成20年8月15日～29日にかけて「協働のまちづくりワークショップの参加者募集」を行った。担当は、市民生活部市民環境室参画協働・相談課である。募集内容は「市では、現在、協働のまちづくりの基本的なルールを定める『(仮称)市民参加条例』の策定に向けた検討を進めています。そこで、その検討過程において、広く市民のみなさんの意見を反映させるため、『協働のまちづくりを進めるためにわたしたちに何ができるのか、どんな仕組みが必要なのか』を市民と行政が一緒に考えるワークショップを開催します。」というものであった。

平成20年9月から「協働のまちづくりの仕組みを考えるための市民ワークショップ」を開催し、平成21年1月に検討が終了した（構成メンバーは、市民団体等代表10名、公募市民12名、市職員10名の計32名に加え、学識経験者が2名）。ここまでは、何の問題もなか

ったが、ワークショップ終了後の行政の取り組み方が「協働のまちづくり」の理念から、大きく逸れてしまった。ワークショップ終了後は、職員チームだけで協議・検討し、今年の7月頃までに条例素案を作成し、8月にはパブリックコメントを予定している。

つまり、市民が参画し、市民と市が協働でまちづくりの理念である「市民参加条例」を明文化する立場から、行政は、主役である市民を締め出したのである。

市民参加条例を策定するに当たり、市民、市、議会、参画、協働、情報公開等々の言葉の当市の定義から始まり、条例の基本理念や市民、市、市長、議員それぞれの責務等々の議論まで市民が参加し、素人なりの条文を作成し、それを法律に詳しい総務部職員との協働できちんとした条例にまで完成させるまで参加することが、本来の市民参画なのである。

ところが、市は市民を一部参加させることが、参画と勘違いしてこの件を進めた。条例を作文するだけなら職員だけでも充分可能だが、世間体を考えた時、さすがに市もそこまではできず、市民が一部参加していた証拠を残すための「素材集めの場」としての姑息な手段＝「市民参加アライバイ作りワークショップ」を開いたのである。終了後は、予定どおり、職員が条例を完成し、さらに策定されるまでに市民が参加していたことのアライバイ作りとして「パブリックコメント」を募集する。このように市民から、意地の悪い見方をされても仕方のないやり方である。

当市の市民参加条例の策定方法は、「市民参画」「協働」の趣旨から大いに逸脱したものでいえる。これは、公募により参加した市民のみならず、市民全てを愚弄するものである。

誤解のないように付け加えるが、私は、ワークショップそのものが無駄だったといっているわけではない。ワークショップは、市民の意見を出させる一つの手法として大変有効だと考える。その検討した知識をもとに、次の段階である条例の素案作りにつなげ、最終的には、条例作成にまで市民を参画させておれば、大変値打ちのあるワークショップとなったのである。ところが、市は、議論して盛り上がった市民が屋根にあがったところで梯子を外してしまったのである。

ワークショップの知識を次の市民参画の素案作りに繋げてこそワークショップなのである。素案作りに市民を参加させないならば、最初からワークショップなど開かず、インターネットで日本全国から「市民参加条例」の資料を集めた方が、安く・早く仕上げる事が可能だ。これを市民参加というなら、ワークショップをせず、行政が条例素案を作成し、パブリックコメント実施だけでも市民参画という理屈になる。

以上の理由で今回のワークショップ開催は不当・違法である。このような不当・違法なワークショップ開催のための経費（参加者に対する報償等）は、不当・違法な公金の支出に該当する。

(2) 措置請求内容

監査委員は、「市民参加条例」の策定作業の一部始終に市民を参画させる努力をしなかったことにより、せっかくのワークショップの成果を無駄にしたことを確認して、このワークショップ開催の経費が不当・違法な公金の支出に該当することを確認し、市長にその金額53万515円の返還と、今後の「市民参加条例」策定作業を進めるに当たり、ワークショップの成果を無駄にしないよう、ワークショップ参加市民（公募市民及び市民団体代表）を核とした市民参画で進めるよう勧告することを求める。

2 受理できない理由について

地方自治法第242条第1項に定める住民監査請求は、地方公共団体の執行機関または職員による違法又は不当な財務会計上の行為について、住民が監査委員の監査を通じてこれを是正し、もって地方公共団体の適正な財政運営を確保し、住民全体の財務的な利益を擁護することを目的としているもので、その対象とされる財務会計上の行為は、同条同項に列挙されているとおりである。このように請求の対象事項を財務会計上の行為に限定している理由は、住民監査請求制度が地方公共団体の行政全般の適正を担保するための制度ではなく、地方公共団体の財務会計の適正運営を担保することを目的とした制度であるためである。

したがって、住民監査請求の対象となる事項は、地方公共団体が特定の行政目的のために行う一連の行政上の行為の中でも、地方公共団体の財産上何らかの損害を与え、ひいては住民の利益の侵害につながる財務会計上の行為（財務会計上の事務処理に直接関係するもの）に限られ、それ以外の一般行政上の行為については、たとえそれが結果として何らかの財政的な影響を生じることがあるとしても、これらの行為の違法性・不当性を住民監査請求の対象とすることはできないものである。

本件請求における主張についてみると、ワークショップ開催に係る経費の支出が違法・不当な公金の支出に当たるとして監査を請求しているが、その理由については、ワークショップ開催に係る委員報償費、消耗品費及び食糧費等の関連経費の支出行為そのものに違法・不当な点があるとするのではなく、市民参加条例の作成過程における市民参画のあり方を指摘することにより、結果として「ワークショップ」開催自体が違法・不当なものであったとして、その関連経費が違法・不当な公金の支出に当たると主張しているものである。

すなわち、財務会計上の行為である公金支出の違法性・不当性ではなく、その財務会計上の行為の原因となる市民参加条例策定過程における市民参画のあり方、ワークショップの位置づけという非財務的行為自体の是非を問うているものであって、このような非財務的行為である一般行政上の事務処理に係る請求は、財務会計上の行為を対象とする住民監査請求の対象とはならないものである。

なお、財務会計上の行為自体に違法・不当がある場合のほかに、財務会計上の行為とその原因行為となった非財務的行為との間に、原因行為たる非財務的行為を行うことの主たる目的が実質的にみて後行する財務会計上の行為に向けられている場合など、両者の関係においてこれを一体として評価しなければならない緊密な関係があると認められる場合には、原因行為の違法性・不当性が財務会計上の行為に継承される場合があると解されている。

この点に関して、ワークショップの開催とそれに伴う関連経費の支出行為との関係についてみると、ワークショップの開催目的そのものは、市民参加条例の策定に当たり市民等からの意見を反映させることを意図した非財務的な事項であり、その実施に対する費用を支出すること自体を目的としたものでないことは明らかである。このように、ワークショップの開催は、財務会計上の行為との関係において、事実上直接的な関係に立ちこれを一体として評価しなければならない緊密な関係にあるとはいえず、この点からも請求人の主張は、財務会計上の行為について監査を求めているものとは認められない。

以上の理由により、請求人の主張は、住民監査請求の請求要件を満たしておらず、適法な請求とは認められない。